

大気汚染常時監視測定局（足利市役所）移設業務委託仕様書

1. 業務の目的

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が現在足利市役所に設置している大気汚染常時監視測定局（以下「現測定局」という。）を廃止し、測定機器及びテレメータの撤去及び現状回復を行うとともに、撤去した測定機器等を栃木県足利庁舎へ移設し、新たに大気汚染常時監視測定局（以下「新測定局」という。）を設置することを目的とする。

2. 業務の内容

（1）現測定局（足利市役所：足利市本城3丁目2145 2階及び4階屋上）の作業

ア 測定機器及び周辺機器（PM2.5計下部にある鉄板（2m×2m）を含む）の撤去

測定機器については、4階屋上に設置されている鉄板、PM2.5計及び風向風速計、2階に設置している別表1に記載の上記以外の測定機器をすべて撤去すること。

イ 電源・信号経路の撤去

ウ 上記ア、イの作業後の原状復旧作業

エ 官公庁・関係機関への作業申請等手続き

（2）新測定局（栃木県足利庁舎：足利市伊勢町4丁目19 3階及び4階屋上）の作業

ア 測定機器及び周辺機器（鉄板（2m×2m）を含む）の据付け

鉄板は、PM2.5計及び風向風速計の設置予定場所である庁舎屋上に敷き、その上にPM2.5計を据え付けること。

上記以外の測定機器については3階電話交換室へ設置すること。

イ 試料採取管を据付けするための各種作業

新測定局3階で機器を設置するにあたり、試料採取管（直径1cm程度）を天井裏ダクト内を通して屋外へ出す必要があるが、ダクトの出口にかぶせてある蓋は管を通せない穴しかないと（写真参照）、ダクト出口の蓋を試料採取管の通る大きさの隙間のあるものに交換すること。

ウ 官公庁・関係機関への作業申請等手続き

（3）テレメータの移設

現測定局に設置されているテレメータ子局装置一式（耐雷トランスを含む）を取り外し、新測定局3階へ運搬後、据付・配線を行い、必要な調整を実施し、正常に稼働させること。

なお、移設にあたっては大気・地盤環境情報システムの保守管理業者（環境計測（株））と調整の上、実施すること。

（4）測定機器の移設

現測定局から「別記1 测定機器一覧」に記載の測定装置および付帯設備を取り外し、新測定局へ運搬したうえで現測定局同様に設置・調整を行い、正常に稼働させること（常時監視測定に必要な配管、電源配線およびテレメータ配線の接続を含む）。

移設後の機器が移設前と比較して遜色なく測定できていることを確認すること。

3. 一般事項

- (1) 関係官公庁等に対する免許、許可及び届出等の申請手続きが必要な場合、それらに必要な書類の作成及び手続きは、受託者が県の委任又は承認を受けて行うこと。
- (2) 完成検査は、性能検査及び付属品等の検査を資料などに基づき、県職員並びに受託者の検査担当者及び営業担当者の立会いの下に行うこと。
- (3) 局舎への機器の設置、撤去物の処理に伴い生じる廃棄物については、法令に基づき適正に処理すること。なお、廃棄物の処分結果について報告を求める場合がある。
- (4) 受託者は、以下に示す経費を負担するものとする。
 - ア 検査に要する経費及び検査のために変質、消耗又は破損したものの復旧に要する経費（県職員の出張に要する費用を除く）
 - イ 事業の実施に関連して受託者が第三者に与えた危害の補償、物品の修理、弁償等に要する経費
- (5) 受託者は新測定期局を構成する構造物及び機器（現測定期局から移設する機器及び県が支給する機器を除く。）について、納入後1年以内に正常な管理の下において故障が生じた場合、又は隠れた瑕疵が発見された場合は、受託者の負担において速やかに修理または現品の取替えを行うこと。また、納入後1年を経過した後においても、設計不良等の使用者責任以外に起因する不都合が生じた場合には、同様の措置を行うこと。
- (6) 現測定期局から移設する機器について、受託者の過失により、移設作業から完成検査までに生じた変質及び故障等は、受託者の負担において速やかに復旧修理を行うこと。
- (7) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令及び規格等を遵守すること。
 - ア 法令
 - (ア) 計量法（平成4年5月20日 法律第51号）
 - (イ) 気象業務法（昭和27年6月2日 法律第165号）
 - (ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）
 - (エ) 電気事業法（昭和39年7月11日 法律第170号）
 - (オ) 道路交通法（昭和35年6月25日 法律第105号）
 - (カ) 建築基準法（昭和25年5月24日 法律第201号）
 - (キ) その他関係法令
 - イ 規格・基準
 - (ア) 日本産業規格（JIS）
 - (イ) 日本電機工業会標準規格（JEM）
 - (ウ) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (エ) 環境大気常時監視マニュアル（第6版）
 - (オ) その他関係規格、基準

4. 業務実施期間

契約締結日から令和8(2026)年3月27日(金)まで

5. 成果物

- 紙媒体 : 報告書2部（以下に記載のものについて添付すること）
• 移設完了後の現測定局及び新測定局の写真
• 新測定局の完成図面
- 提出場所 : 栃木県庁 11階環境保全課内

6. その他

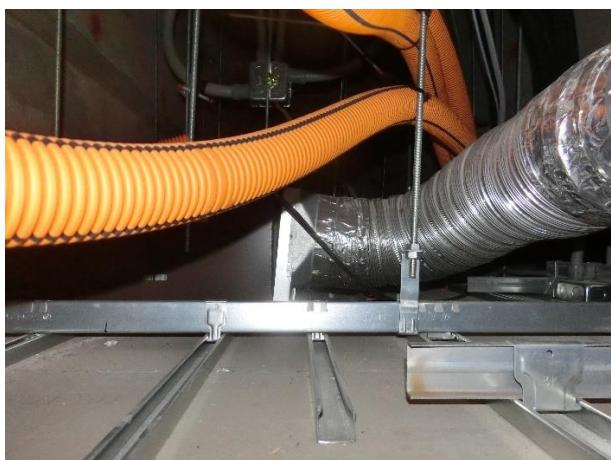
- 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または本仕様書に記載のない細部について疑義が生じたときは、県環境保全課担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- 成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別表1 測定機器一覧

機器名称	型番	機器メーカー
浮遊粒子状物質自動測定器	PM-711	紀本電子工業株式会社
窒素酸化物自動測定器	NA-721	紀本電子工業株式会社
オキシダント自動測定器	MODEL1150	ダイレック株式会社
大気中非メタン炭化水素測定装置	GHC-355B	東亜 DKK 株式会社
微小粒子状物質自動測定器	FPM377B1	東亜 DKK 株式会社
風向風速計	C-W175	株式会社小笠原計器製作所 (ANEOS 株式会社)

(参考)

	 <p>現在設置位置</p> <p>2022/09/08 10:05</p>
	 <p>2022/09/08 10:47</p>
<p>上：足利市役所</p>	<p>足利市役所設置状況</p> <p>上：測定部屋 下：PM2.5自動測定器</p>
 <p>設置予定地</p>	 <p>足利市役所設置場所（3階）</p>



上：ダクト出口

下：部屋内ダクトからダクト間への連結部分

県足利庁舎設置場所状況

上：部屋内ダクト 下：ダクト管（外へ接続）



県足利庁舎設置場所（室内）

県足利庁舎設置場所（屋上）